

職員の給与等に関する報告及び勧告に当たって（談話）

平成25年10月11日
山梨県人事委員会
委員長 小俣 二也

- 1 本日、本委員会は、議会及び知事に対し、職員の給与等について報告し、併せて給与の勧告を行いました。

本年の勧告では、職員の月例給は民間の給与と均衡していたことが明らかになったことから、改定は行わないこととしました。

特別給（期末手当・勤勉手当）については、民間の特別給の支給割合が職員の年間支給月数を下回っていることから、その均衡を図るため、引き下げることにしました。

さらに、平成18年度から実施した給与構造の見直しに伴う経過措置額についても、国が来年3月末で廃止すること、また新たな給与制度が検討されることから、廃止することとしました。

廃止時期については、経過措置額対象者への影響を配慮しつつも、新たな給与制度が導入されるまでには行う必要があると考えています。

また、報告の中では、人事院が昨年指摘した高齢層職員に係る給与上の課題は、本県においても対処すべき課題と認められることから、国が来年1月から実施する昇給抑制に準じた改正を行うことが、適当であるとしています。

その他の給与上の課題として、人事院が本年の報告において、給与制度の総合的見直しについて検討を進め、早急に結論を出すこととしており、今後地方公務員の給与制度についても、大きな見直しが見込まれることから、国の動向や他の都道府県の対応状況を留意していく必要があることなどについて言及しています。

- 2 「公務運営の改善」については、有為な人材の確保や育成のための方策や、公平性、透明性、納得性の高い人事評価制度を早期に構築し、職員の有する能力や実績を重視した人事管理の徹底を、全職員に拡大することの必要性について報告しています。

さらには、時間外勤務の縮減、年次有給休暇の取得促進、職員の健康管理のためには、所属長等の適切なマネジメントによる勤務環境の整備が極めて重要であり、所属長等の適切なマネジメントが発揮されるためには、任命権者における的確な評価が不可欠であるとの本委員会の考え方を述べています。

特に、新たな課題等への対応のため、時間外勤務も常態化するなど職員への負担が大きくなっていること、また、業務量も一因と考えられる

不適正な事務処理事案が判明したことから、任命権者に対して、業務の効率化、簡素化などの見直しや、政策課題や業務量に応じた、人員配置など、適時適切な対応を求めたところです。

併せて、職員に対して、県職員としての誇りと使命感を持って、一層職責を果たされることへの期待を表したところです。

- 3 雇用と年金の接続については、年金支給開始年齢に達するまで再任用するとの方針が示されたことにより、再任用希望者が大幅に増加することを踏まえ、再任用職員の職務拡大に向けた取組や再任用希望者の意欲や能力、適性等に応じ、培った知識や経験を活かせる職務への配置、組織活力の維持向上のための計画的な職員採用等の課題について言及しています。
- 4 本委員会の給与勧告は、憲法で保障された職員の労働基本権の制約に対する代償措置として、地方公務員法に定める情勢適応の原則に基づき、職員の給与水準を民間の給与水準に合わせることにより、適正な給与を確保する機能を有するものであります。

このため、本委員会は、県内民間事業所の従業員の給与と職員の給与の実態を調査・比較し、その均衡が保たれることを基本に、さらには国家公務員及び他の地方公共団体の職員の給与水準、物価・生計費等も総合的に勘案して、今回の勧告を行ったものであります。

議会及び知事に対して、勧告の意義や役割について深い理解を示され、本委員会の勧告のとおり実施されるよう要請いたしました。

なお、本委員会の勧告によらない特例条例による給与の減額措置が実施されており、さらに本年7月から、国が平成24年4月から実施している給与減額支給措置に準じた大幅な減額措置が実施されております。

これらの減額措置は、地方公務員法に定める給与決定原則を逸脱したものであり、できる限り速やかに、本来の適正な給与水準が確保されるよう最善の努力を尽くすことを求めたところです。

- 5 特例条例による給与の減額措置がされている中、本年の勧告は期末手当の引下げ及び給与構造の見直しに伴う経過措置額の廃止という、職員には厳しい内容となりました。

職員には、多様化・複雑化する行政需要に応えるべく日々職務に奮闘されていることに深く敬意を表するところですが、民間の状況等を十分に認識され、引き続き使命感と高い倫理観を持って、職務に精励されることを期待いたします。

- 6 県民の皆様におかれましては、この勧告の意義と職員が行政の各分野

において県政の発展と県民福祉の向上に努めていることについて、深い御理解をいただきたいと思えます。

- 7 おわりに、本日、議会及び知事に対し、職員の給与等に関する報告及び勧告ができましたのは、県内の民間事業所の皆様の本委員会の給与実態調査への深い御理解と御協力の賜物であり、改めて心より感謝申し上げます。